

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

マイナンバー制度について

Q：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要について教えてください。

A：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるものであるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化につながることを目的として導入されます。

具体的には、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

個人番号は、平成27年10月から、住民票を有する国民全員に、市町村長が法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる12桁の個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、平成27年10月から、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。なお、法人番号は個人番号とは異なり、利用範囲の制約がありませんので、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

また、国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と個人番号を紐付けて効率的に情報の管理を行い、個人番号を利用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになります。

他人の個人番号を利用した成りすましを防止するための厳格な本人確認の仕組み、個人番号を保有する機関の情報管理や情報連携における個人情報保護の措置も取り入れています。

税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係

る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから個人番号・法人番号の記載が開始されることとなります。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）
 - ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面(案) (個人番号カードのイメージ) 裏面(案)



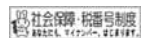
◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
（マイナンバー）
ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段のをクリック



<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新してまいりますので、お知らせコーナーをご覧ください。